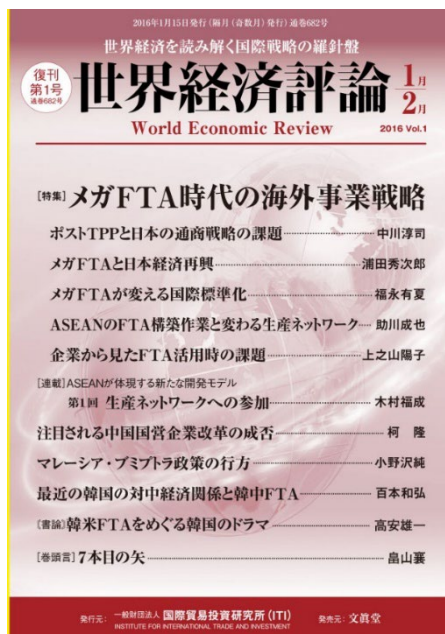


本論文は

世界経済評論 2016年 1/2月号

(2016年1月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

ポスト TPP と日本の通商戦略 の課題

東京大学社会科学研究所教授 中川 淳司

なかがわ じゅんじ 1955 年生まれ。東京大学法学部卒業、同法学博士。東京大学社会科学研究所助教授などを経て 2000 年より現職。この間、米国・ハーバード大学客員研究員、エルコレヒオデメヒコ客員研究員、デンバー大学客員教授等を歴任。専門は国際経済法。著書：『WTO—貿易自由化を超えて』（岩波新書、2013 年）他多数。

ポスト TPP の日本の通商戦略を、TPP に直接関わる通商戦略とより広範囲で中長期的な通商戦略に分類して整理した。TPP に直接関わる通商戦略として、TPP 交渉妥結後できるだけ早期に批准手続を完了して TPP を早期に発効させること、TPP を運用するための制度的基盤を充実させるため、常設の TPP 事務局の設置を提唱し、合わせて事務局の日本誘致を提案することを挙げた。TPP 事務局の日本誘致は通商分野の人材育成の好機となる。より広範囲で中期の通商戦略として、TPP のメンバー国の拡大を進めるとともに、交渉中の他の広域 FTA (TTIP, RCEP) で TPP ルールの参照を促し、TPP ルールを事実上の世界標準に発展させることを挙げた。しかし、それに留まらず、TPP ルールを WTO に移植し、WTO を 21 世紀の世界貿易体制の要として再活性化させることを日本の通商政策の長期的なゴールとすべきである。WTO のドーハ交渉が停滞し、代わって TPP を初めとする広域 FTA の交渉が進む現状は、第 2 次世界大戦後 70 年にわたって世界貿易を支えてきた多角的貿易体制が大きな曲がり角に立っていることを示している。今こそ日本が多角的貿易体制の再構築に向けてリーダーシップを発揮する好機ととらえるべきである。

環太平洋パートナーシップ (TPP) の交渉参加 12 カ国は 2015 年 10 月 5 日、アトランタで開かれた TPP 閣僚会合で交渉が大筋合意に達したと発表した。2010 年 3 月の交渉開始から 5 年半、日本が遅れて交渉に参加してからも 2 年 2 カ月に及んだ交渉はようやく実質的に妥結した。今後交渉参加国は条文の精査 (legal scrubbing) や翻訳¹⁾などの技術的な作業を進め、来年早々にも 21 分野・30 章から成る TPP の協定本文と附属書に署名する見込みである。その後締約国は批准に向けた国内手続を進め、早ければ来年中にも TPP が発効する。

人口約 8 億人、世界の GDP の 4 割近くを占める最大の自由貿易圏が誕生することになる。ポスト TPP の日本の通商戦略の課題は何か。TPP に直接関わる課題とより中長期的で広範囲な通商戦略に関わる課題に分けて整理してみたい。

I TPP の早期発効を

TPP に直接関わる日本の通商戦略の第一の課題は、TPP 交渉の妥結後、早期に TPP を発効させることだ。交渉が妥結して参加国が協定

に署名してもすぐに TPP が発効するわけではない。各国が協定を批准するための国内手続を完了し、必要な数の批准が行われてはじめて TPP は発効する。協定の最終条項によれば、発効のためには域内の GDP（2013 年）で 85% を超える 6 カ国以上の批准が必要である。米国（60.4%）と日本（17.7%）のどちらかが欠ければ域内 GDP の 85%以上という発効条件が満たされないため、発効には日米両国の批准が絶対条件となる。日本は TPP の合意内容に沿った国内法の改正など必要な国内手続を進め、協定署名後できるだけ速やかに国会承認と批准の手続を済ませなければならない。米国議会では民主党を中心に TPP に対して懐疑的な立場を表明する議員が多いことが報じられており、米国

議会の TPP 批准手続の難航が予想される。日本が早期に批准手続を完了すれば、オバマ政権にとって米国議会に早期批准をアピールする強い追い風になる。

II 攻めの農林水産政策のために TPP を活用する

批准のための国内手続と並行して、TPP 発効後の貿易自由化による悪影響が予想される国内農林水産業への対応策を策定する必要がある。交渉で、日本は重要 5 品目（米、麦、砂糖類、牛豚肉、乳製品）について現行の輸入制限の大枠は維持しながら、無税の輸入枠の設定や関税率の引下げを約束することで農産物輸出国

表 1 TPP による日本の主な農林水産物貿易自由化約束

	品目	約束の概要	経過的セーフガード
重要 5 品目	米	米・豪に輸入枠（当初 5.6 万トン、13 年目以降 7.84 万トン）	無
	小麦	米・豪・カナダに輸入枠（当初 19.2 万トン、7 年目以降 25.3 万トン）輸入枠のマークアップ（政府が徴収する輸入差益）を 9 年目までに 50%削減	無
	大麦	TPP 枠を新設（当初 2.5 万トン、9 年目以降 6.5 万トン）輸入枠のマークアップを 9 年目までに 45%削減	無
	砂糖	加糖調製品の TPP 枠（当初 6.2 万トン、6～11 年目以降 9.6 万トン）	無
	牛肉	現行 38.5%の関税率を段階的に 9%まで削減（16 年目以降）	有
	豚肉	現行 4.3%の従価税を段階的に削減し 10 年目以降撤廃、現行 482 円/kg・125 円/kg の従量税を段階的に 50 円/kg まで削減（10 年目以降）	有
	乳製品	脱脂粉乳・バターの TPP 枠（生乳換算で当初 6 万トン、6 年目以降 7 万トン）	無
その他の品目	落花生	枠内 10%を即時撤廃、枠外 617 円/kg を段階的に 6 年目までに 15%削減	無
	オレンジ（生果）	現行 6～11 月 16%、12 月～5 月 32%を 4 月～11 月は段階的に 6 年目に撤廃、12 月～3 月は段階的に 8 年目に撤廃	有
	さくらんぼ	現行 8.5%を段階的に 6 年目までに撤廃	無
	合板	現行 6～10%を発効時 3～5%に下げ、16 年目に撤廃	有
	製材（SPF 材）	現行 4.8%を発効時に 2.4%に下げ、16 年目に撤廃	有
	水産物	鯷、鯖（現行 7～10%を 16 年目に撤廃）；鰹、紅鮭、真鱈、ヒラメ・鰈など（現行 3.5%～6%を即時撤廃）；メバチマグロ、鱒、銀鮭など（現行 3.5%～15%を 11 年目に撤廃）	無

（出典）農林水産省「TPP 農林水産物市場アクセス交渉の結果」,「TPP 交渉 農林水産分野の大筋合意の概要（追加資料）」2015 年 10 月 9 日を基に筆者作成。

である米国、豪州やニュージーランドなどの合意をとりつけた。重要5品目以外の農林水産物についても新たに関税の撤廃を約束した(表1を参照)。

農林水産物の輸入が拡大して国内価格が引き下げられれば、消費者には朗報となる。他方で、国内生産者にとっては輸入競争の激化による悪影響が懸念される。10月9日、政府はTPP総合対策本部を設置し、交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応の基本方針を決定した。基本方針の別紙「農林水産分野にかかる基本方針」は、農林水産業の体質強化を対策の筆頭に掲げるとともに、重要5品目について追加的措置をとることをうたっている。具体的には、米については、輸入米を国家備蓄に回して国内の主食用米の生産への影響を食い止める措置をとる。麦と砂糖類については国産品の安定供給を図るための環境整備を進め、牛豚肉と乳製品については国内生産者の経営の継続・発展のための環境整備を進める。総じて、国内生産者を輸入競争から保護する守りの姿勢が目立つが、守りに徹するだけでは将来の展望は開けない。TPPを日本の農林水産業の構造改革の好機ととらえ、TPPによる輸出市場の拡大機会を最大限に活用する攻めの農林水産政策を展開する必要がある。

農林水産業の構造改革のために打つべき手は、安倍政権が平成25年12月に策定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」²⁾などの政策文書に示されている。ここでは、通商戦略の一環として、TPPを農林水産物の輸出拡大に積極的に活用することを強調したい。一つは、地理的表示(geographical indication)の活用だ。「シャンペン」や「パルメザンチーズ」など、産品の特性がその原産地と密接に関連し

ている商品の名称を地理的表示として保護するしくみである。TPPは地理的表示の保護を広範囲に認めた。日本もこれを見越して本年6月に地理的表示法³⁾を施行している。「夕張メロン」、「魚沼産コシヒカリ」、「津軽りんご」などの地理的表示を保護して産品のブランド力を高め、輸出市場の拡大と輸出増につなげることが期待できる。科学的な裏づけなしに日本の農林水産物の輸入を制限している国に措置の撤廃を求めて働きかけることも重要だ。TPPの衛生植物検疫措置(SPS)章はそのために輸出国が輸入国と協議する手続を設けた。安全・安心な日本の農林水産品を輸出市場で積極的に売り込んでいく上で、TPPは有効な政策手段となる。

III TPPの制度的基盤の強化を

TPPが発効した後は、TPPに盛り込まれた約束を着実に履行し、TPPルールの確実な実現と発展を図ってゆくことが日本の通商戦略の課題となる。TPPの締約国は高水準・広範囲にわたる貿易と投資の自由化を約束した。国別の譲許表に従って即時ないし段階的に関税を引き下げ、約束表に従ってサービス貿易や投資、政府調達を自由化してゆくことになる。広範囲の貿易・投資に関わるTPPのルールを各締約国が確実に履行するようモニターすることも大切である。TPPにはベトナムやマレーシア、チリ、ペルーなどの途上国も参加する。途上国メンバーが自由化約束やTPPのルールを確実に履行することをサポートする協力のしくみも導入される。TPPには明確な法的義務としてではなく努力義務として盛り込まれる事項も多い。これらの事項についてはTPP発効後、締約国がどのように履行を進めていくか

を継続的にモニターし、段階的な実現を図ってゆく必要がある。それだけではない。後述するように、TPPは「開かれた協定 (an open agreement)」であって、APEC (アジア太平洋経済協力) の加盟国・地域及びその他の国・地域を新たにメンバーに加えて拡大していくことが期待されている。アジア太平洋地域や世界の貿易や投資をめぐる将来の状況変化に応じて柔軟に協定の規定や締約国の自由化約束を見直し、TPPを不断にアップデートしてゆくことも予定されている。TPPが「生きている協定 (a living agreement)」であると称される⁴⁾ゆえんである。

通常のFTAやEPA(経済連携協定)は、締約国の政府代表が定期的に協議する合同委員会を設け、その下にテーマごとの小委員会や作業部会を置いて協定の運用に当たる。TPPでも締約国政府代表で構成される環太平洋パートナーシップ委員会(TPP委員会)や小委員会、多数の作業部会が設置されることになっているが、果たしてそれで足りるだろうか。二国間のFTA・EPAと異なり、途上国も含めた12カ国で構成され、将来の拡大・発展も予定しているTPPは「ミニWTO」ととらえるのが適切だろう。多数の国が参加するTPPで、メンバーの増加、自由化約束の確実な履行と自由化の拡大、ルールの履行確保と発展を確実に進めてゆくためには、締約国から寄せられる膨大な情報を収集して分析し、TPP委員会、小委員会、作業部会の会合の運営を補佐し、途上国メンバーへの支援をアレンジし、さらに締約国間の協議や紛争解決をサポートする常設の事務局を設ける必要があると考える。現段階でTPPは事務局の設置を規定していないが、日本がこれを提案し、さらに国内に事務局を誘致するこ

とを申し出れば、TPPの制度的基盤の強化と発展に向けた日本の積極的な貢献をアピールすることができるのではないかと期待されている。TPP事務局には国内外、官民を問わず、貿易・投資に関わる高度の専門知識を備えたスタッフが集まるだろう。通商政策に関わる人材のキャリアパスが広がり、人的ネットワークの構築と拡大、人材育成の点でも大きな効果が期待できる。

IV TPPルールを事実上の世界標準に

TPP発効後に日本の通商戦略が取り組むべきより広範囲な課題は何か。時間軸に沿って中期的な課題とより長期的な課題に分けて整理してみよう。中期的な課題はTPPルールを拡大・普及させて事実上の世界標準に発展させることだ。しかし、日本はより長期的にはTPPルールをWTOに取り込んで真の意味でのグローバルルールにすることを目指すべきだ。

TPPルールを事実上の世界標準に発展させるためのルートは2つある。一つはTPP参加国の増大によるTPPルールの適用範囲の拡大である。もう一つは交渉中の他の広域FTAでTPPルールを参照・採用することを通じて広域FTAのルールがTPPルールに収斂するというルートである。順に見ていこう。

TPPは開かれたFTAだ。TPPは全てのAPEC加盟国・地域⁵⁾及びその他の国・地域に開放されている。TPPの最終規定はTPPへの加入手続を定めており、加入を希望する国・地域はそれに従ってTPPの全ての締約国と加入交渉を行い、合意すれば加入が実現する。これまでに、韓国が加入を公式に表明したほか、フィリピン、台湾、タイ(以上はAPECメン

パー)、ラオス、コロンビアなども TPP への加入の意向を表明したことがある。TPP 大筋合意後には、これまで一貫して TPP 加入に消極的と伝えられてきたインドネシアも TPP 加入の意向を表明した。TPP の発効後に加入する国・地域が増え、TPP がアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP)、さらにはそれを越えた広がりを持つようになる可能性がある。このシナリオが実現する鍵を握るのは中国やロシア (いずれも APEC メンバー) の意向だろう。いずれの国も今のところ TPP 加入については慎重な姿勢をとっているが、TPP の拡大が趨勢としてゆるぎないものになれば話が違ってくる。日本は TPP 発効後も引き続いて APEC メンバー及びその他の国・地域の新規加入を促し、サポートして TPP 拡大を着実に進める努力を続けるべきだ。

広域 FTA の TPP ルールへの収斂というシナリオの背景には、WTO を軸とする多角的貿易体制の機能不全という事情がある。先進国と新興国 (中国、インド、ブラジル) の対立などが原因で、2001 年に開始された WTO のドーハ交渉は長期にわたって停滞し、いまだに妥結の目処が立っていない。先進国は TPP を初めとする広域 FTA の交渉に通商政策の軸足を移している。その背景にあるのは、特に 1990 年代以降、世界で供給網 (サプライチェーン) のグローバル化が急速に進んだことだ。中でも東・東南アジアでは、自動車や電気電子などの製造業をはじめとして、日本企業の積極的な海外進出によって地域横断的な供給網が形成されている。グローバルな供給網で展開される事業活動を円滑に進めるため、関税などの国境障壁の削減だけでなく、通関手続の簡素化 (貿易円滑化)、サービス貿易や投資の自由化・円滑化、

さらには規制や制度の国際的調和や透明性・予測可能性の向上を含めた広範囲な規制・制度環境の整備が求められている。貿易自由化の面でもルール形成の面でも機動性を欠く WTO に代わって広域 FTA がその役割を担おうとしている。中でも交渉が最も先行している TPP の内容は他の広域 FTA の交渉でも参照される可能性が高い (表 2 を参照)。

現に、EU は米国との環大西洋貿易投資パートナーシップ (TTIP) の交渉で、TPP が盛り込んだ国有企業に対する優遇を規制する規定や分野横断的な規制の整合性 (regulatory coherence) に類似の規定を提案している⁶⁾。交渉中の他の広域 FTA で TPP ルールが参照され、採用されれば、TPP ルールを軸として事実上の世界標準ができていく可能性が出てくる。このシナリオが実現する鍵を握っているのは日本である。なぜなら、主要先進国の中で日本だけが有力な新興国である中国、インドと広域 FTA (東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)) を交渉しているからである。RCEP のこれまでの交渉の経緯を見る限り、中国やインドが RCEP の交渉で TPP ルールを参照し、その採用に直ちに同意することは期待できない。しかし、日本は TPP ルールの採用が供給網のグローバル化にふさわしい規制・制度環境の整備につながり、両国の持続的な経済成長にとって必要不可欠であることを丁寧に説明し、RCEP が TPP ルールを参照し採用するよう両国を粘り強く説得すべきである。

TPP ルールが有力な新興国を含めて事実上の世界標準に発展すれば、供給網のグローバル化にふさわしい規制・制度環境が事業活動の全域にわたって整備され、日本企業のグローバルな事業展開が加速するだろう。それと同時に、

表2 サプライチェーンのグローバル化を支える TPP ルール

サプライチェーンのグローバル化に必要な政策		関連する TPP ルール	TPP ルールの貢献度
サービスリンクコストの削減に関わる政策	関税引下げ	物品市場アクセス	強い
	貿易円滑化	原産地規則, 貿易円滑化 透明性及び腐敗防止	強い ルールの強度による・漸進的
	非関税障壁の撤廃	SPS, TBT, 国有企業 ビジネス円滑化, 規制の整合性	ルールがカバーする領域では強い 漸進的
	ロジスティクスのハードインフラの整備	政府調達, 電気通信サービス	市場アクセスの進展に依存
	ロジスティクスのインフラサービスの供給	サービス市場アクセス (金融・電気通信を含む)	市場アクセスの進展に依存
	ビジネス関係者の移動の自由化・円滑化	ビジネス関係者の一時的入国	強い
	法制・経済制度の調和	電子商取引, 投資, 環境, 労働, 知的財産, 国有企業	ルールがカバーする領域では強い
各工程の生産コストの削減に関わる政策	税制 (法人税減免など)	ビジネス円滑化	限定的
	人的資源開発	サービス市場アクセス (教育, 職業訓練など) 協力及びキャパシティ・ビルディング	限定的 支援の質・量による
	金融などの生産サービスの充実	金融サービス 電子商取引	市場アクセスの進展に依存 強い
	投資の自由化・円滑化	投資 ビジネス円滑化 規制の整合性	市場アクセスの進展に依存 漸進的 漸進的
	許認可の迅速化・透明性向上	透明性及び腐敗防止	ルールの強度による・漸進的
	政府調達市場アクセス	政府調達, 電気通信サービス	市場アクセスの進展に依存
	知的財産権保護	知的財産権	強い
	競争政策	競争, 国有企業	強い
	ロジスティクスのハードインフラの整備	政府調達, 電気通信サービス	市場アクセスの進展に依存
	ロジスティクスのインフラサービスの供給	サービス市場アクセス (金融・電気通信を含む)	市場アクセスの進展に依存
	下請け産業の強化	投資, ビジネス円滑化	市場アクセスの進展に依存 地場産業の強化には限定的か
	産業集積の形成	投資, ビジネス円滑化	市場アクセスの進展に依存 地場産業の強化には限定的か
	法制・経済制度の調和	電子商取引, 投資, 環境, 労働, 知的財産, 国有企業	ルールがカバーする領域では強い

(出典) 木村福成「TPP と 21 世紀型地域主義」馬田啓一他編『日本の TPP 戦略 課題と展望』(文眞堂, 2012 年) に基づき筆者作成。

国内の規制・制度改革を進め、日本が今以上にグローバル企業に選ばれる国へと発展してゆくための手を打つ必要があることは言うまでもない。

V 多角的貿易体制の再構築を

日本は、TPP ルールを事実上の世界標準にすることで満足せず、さらにその先を目指すべきだ。それは、TPP ルールを WTO に取り込んで真の意味でのグローバルなルールにすることである。供給網のグローバル化を進める企業は貿易・投資先の国を厳しく選別する。供給網のグローバル化にふさわしい規制・制度環境を提供できない国はグローバルな供給網から排除される可能性が高い。その多くは後発途上国だろう。グローバル経済の恩恵にあずかれる国とあずかれない国との格差が拡大し、後発途上国の低開発と貧困は深刻化する。飢餓やテロリズムなどのリスクが高まり、社会不安が世界に広がるだろう。グローバル化の負の側面が世界を覆うことになりかねない。こうした事態を避けるため、後発途上国を含めた世界のすべての国に供給網のグローバル化にふさわしい規制・制度環境を整えるチャンスを与え、それを支援することが必要である。そのためには WTO を活用する必要がある。

経済体制や経済発展段階が異なる多くの国が参加する WTO は、途上国メンバーがルールを実施できるよう支援するしくみを備えている。中でも、途上国による WTO 協定の実施を支援するキャパシティ・ビルディングと、WTO 体制の下で拡大した通商機会を途上国が活用する能力を伸ばすための援助 (Aid for Trade) が重要である。TPP ルールを WTO に取り込み、

途上国支援のしくみを活用して全ての WTO メンバー国がそれを確実に実施できるようにすることが必要だ。

ドーハ交渉を早期に決着させた後に、十分な準備期間を置いて WTO の新しい多角的貿易交渉を立上げ、そこで TPP ルールの成立を目指すという流れを作り出すことが日本の通商戦略の次の目標となる。ここでも鍵になるのは、新興国として WTO での発言力を強めている中国やインド、ブラジルをこの流れに巻き込むことができるかどうかである。TPP ルールが供給網のグローバル化にふさわしい規制・制度環境の整備につながり、世界経済の持続的な成長に必要な不可欠であることについて、WTO 加盟国のコンセンサスを得られるかがこの戦略の成否を左右する。かりにコンセンサスが得られて、WTO が TPP ルールを取り込んだとしても、後発途上国がそれに沿って国内の規制・制度環境を整備できるようにするため、手厚い支援が必要となる。資金もさることながら、支援に従事する人材、すなわち、貿易・投資や規制・制度に関する専門知識を備えた人材を育成し、大量に確保する必要がある。TPP に直接関わる日本の通商戦略の課題として TPP 事務局の設置と日本への事務局の誘致を挙げた際にも、通商政策分野の人材育成の大切さを強調した。日本の通商戦略を支える人材の育成が中長期の通商戦略の成否を握るといってよい。人材の潜在的な供給源は国内外・官民を超えて存在する。途上国支援では、出入国管理・在留制度、雇用慣行や労働政策・社会政策の見直しを含め、広範囲にわたる政策課題に取り組む必要がある。

WTO のドーハ交渉が行き詰まり、広域

FTA の交渉が進む現状は、第 2 次世界大戦後の世界経済を支えてきた多角的貿易体制が大きな曲がり角に差し掛かったことを示している。WTO に新しいミッションを与え、21 世紀の世界経済にふさわしい多角的貿易体制を再構築すること、これこそがポスト TPP の日本の通商戦略の最終ゴールにふさわしい。今こそ日本が多角的貿易体制の再構築に向けてリーダーシップを発揮する好機ととらえるべきである。

[注]

- 1) TPP の正文は英語、スペイン語、フランス語の 3 つである。正文によって差異がある場合は英語の正文が優先する。
- 2) 農林水産業・地域の活力創造本部、平成 25 年 12 月 10 日決定、平成 26 年 6 月 24 日改訂。改訂版が掲げる農林水産業・地域の活力創造プランの 9 つの柱は以下の通り。
 1. 輸出促進・地産地消・食育等の推進、オールジャパンの輸出体制、輸出環境の整備
 2. 6 次産業化等の推進、A-FIVE の積極的活用、畜産・酪農の強化
 3. 農業の構造改革と生産コストの削減
 4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
- 3) 正式名称は「特定農産物等の名称の保護に関する法律」。平成 26 年法律第 84 号。
- 4) 例えば以下を参照、Enhancing Trade and Investment, Supporting Jobs, Economic Growth and Development: Outlines of the Trans-Pacific Partnership Agreement, Announcement by the TPP Leaders, 12 November 2011. [https://ustr.gov/tpp/outlines-of-TPP]
- 5) APEC の現在のメンバーは以下の 21 の国・地域である。下線を引いた国は TPP の交渉参加国である。豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム。
- 6) 参照、EU, Textual proposal, Possible provisions on state enterprises and enterprises granted special or exclusive rights or privileges. Tabled in the negotiating round of 14-18 July 2014, made public on 7 January 2015. [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/january/tradoc_153030.pdf]; EU, Textual proposal, Regulatory cooperation. Tabled in the negotiating round of 20-24 April 2015, made public on 4 May 2015. [http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/april/tradoc_153403.pdf]

経済統合の新世紀

元通商交渉トップの回想と提言

自由貿易は日本経済の生命線である

日本の FTA を推し進めてきた第一人者が綴る、わが国の通商政策の未来と、各国 FTA 戦略にひそむエピソード

2015 年 11 月 12 日刊行
ISBN978-4-492-44420-7 / C3033
四六判・上製 / 350 頁
定価 2400 円＋税

東洋経済新報社

経済統合の新世紀

元通商交渉トップの回想と提言

国際貿易投資研究所 理事長 山 襄 著

アジア太平洋を中心にした広域 FTA の拡がり
は、WTO の枠組みを超えつつある。
渦中の日本はこれにどう対処してきたか、今後の
国益を確保すべき対応は如何にあるべきか。本書で
は日本と各国の FTA 交渉の動きをエピソードを交
えて辿りながら、今後日本が進むべき道を提示する。
自由貿易は日本の生命線である」という強い信
念を持つ著者による書き下ろし。